

○ 委員長報告

2月定例会本会議で報告された愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例審査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和8年2月定例会

愛媛県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた 意思疎通手段の利用の促進に関する条例審査特別委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、議発第11号議案については原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、今議会に提案する理由と期待する効果についてであります。

このことについて一部の委員から、このタイミングで条例を提案する理由と期待する効果はどうかとただしたのであります。

これに対し、提案者から、本条例は、聴覚障がい者団体からの「手話が言語であることを県民に理解してもらいたい。」という熱心な訴えが出発点であり、議員間で勉強会を開くなど、手話に対する理解を深める中、令和7年6月に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨と様々な障がいのある当事者の声を踏まえ、「手話言語条例」と「障がいの情報コミュニケーション条例」の両方を内容とする条例を制定することとしたものである。

本条例により、県民の手話への理解が深まり、手話に興味を持ち、手話を学ぶ人が増えること、また、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用に対する取組が幅広く加速することを期待している旨の答弁がありました。

第2点は、本条例の特徴についてであります。

このことについて一部の委員から、本条例ならではの特徴は何かとただしたのであります。

これに対し提案者から、本条例最大の特徴は、手話施策推進法の施行後、都道府県では最初となる、手話施策推進法と障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の両方を踏まえた点である。

また、本県独自の条文として、第9条で方言など地域固有の手話文化も保存、継承及び発展が図られるような施策を講ずる対象とした。さらに第12条

で学校教育分野における環境整備のための支援、第15条で県によるICT機器、アプリ等の意思疎通手段に関する情報収集や県民への情報提供・入手支援、第16条で災害時等に障がい者が意思疎通を円滑・確実に行うための施策について規定するなど、障がい者の声やニーズを踏まえた内容としている旨の答弁がありました。

第3点は、関係団体及び県民からの意見についてであります。

このことについて一部の委員から、条例の作成に当たり、どのような団体から意見を聴き、どう反映したのか。また、パブリックコメントの意見にどのように対応したのかとただしたのであります。

これに対し提案者から、愛媛県障害者連絡協議会に加盟の9団体のほか、計11団体から意見を聴き、特に聴覚障がい者団体からの「手話が言語であることを県民に理解してもらいたい」という思いを汲み取り、「手話言語の普及」を条例の名称に規定した。

また、昨年12月22日から本年1月16日まで実施したパブリックコメントに寄せられた「意思疎通支援者への情報提供が、障がい者にとって、より良い支援や迅速な情報提供につながる」との意見を基に「意思疎通支援者」を第15条に明記することとした旨の答弁がありました。

このほか、

- ・手話言語の普及
- ・災害時等における情報の伝達
- ・教育環境の整備のための支援
- ・条例制定後の取組

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。